

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年6月6日

大阪市長 殿

提出者

住所 大阪府大阪市中央区本町四丁目1-13

氏名 株式会社竹中土木大阪本店

常務執行役員本店長 松本 和豊

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6252-4086

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大阪市管轄内作業所
事業場の所在地	大阪市管轄内
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高：23,958百万円
③従業員数	259名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	汚泥→再生処理業者に委託、固化・破碎し再資源化 廃油→再生処理業者に委託、再生燃料に再資源化又は焼却処分 廃プラスチック類→再生処理業者に委託し、再生材料に再資源化 紙くず→再生処理業者に委託し、古紙再生の原料 木くず→再生処理業者に委託し、チップ・堆肥等に再資源化 がれき類→再生処理業者に委託、破碎後再生材として再資源化 建設混合廃棄物(管理型)→再生処理業者に委託し、分別し再資源化。再生できないものは管理型最終処分(埋立) がれき類(石綿含有)→処理業者に委託し、管理型最終処分(埋立)

(日本工業規格 A列4番)

(第2面-1)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

部 門	役職・氏名	内 容
本社	技術生産本部長	廃棄物、再生資源に関する業務を統括する
	技術生産本部 安全品質環境部	①基本方針の決定 ②社員・協力会社の教育、啓発 ③法令・行政の指導内容の周知 ④廃棄物処理の実態把握（資料の収集・分析・統計） ⑤再生資源及び促進に関する技術対応、実態の把握
大阪本店	工事部長	大阪本店内の廃棄物、再生資源に関する業務を統括する
	安全品質環境G	①社員・協力会社の教育、指導 ②委託契約の締結 ③廃棄物処理、再生資源及び利用促進に関する書類の保存と実態の把握 ④本社への廃棄物処理、再生資源及び利用促進状況の報告 ⑤行政との対応
作業所	作業所長 建設廃棄物処理責任者	作業所内の廃棄物に関する業務を統括する ①廃棄物処理計画書・再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書 の作成、提出 ②委託処理会社の選定・監督 ③処理状況、再生資源利用及び促進状況の確認 ④廃棄物処理月次報告の作成、大阪本店への報告 ⑤発注者及び行政との対応

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃油
	排 出 量	2,124.35 t	1.45 t
(これまでに実施した取組)			
<ul style="list-style-type: none"> 資材発注時に仮設材等に再利用できる物を選定する。 混合廃棄物の分別を強化し、排出量を抑制する。 			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃油
	排 出 量	2,000 t	0 t
(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none"> 資材発注時に仮設材等に再利用できる物を選定する。 混合廃棄物の特に木くずの分別を強化する。 			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・がれき類、廃プラスチック類、木くず、混合廃棄物は現場内に各々の分別・保管場所を定め、再生処理業者に委託し破碎・分別
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・継続して廃棄物の減量化に努めると共にリサイクル率の向上を図る

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

廃プラスチック類	紙くず	木くず	がれき類
110.51 t	1.50 t	1,850.25 t	798.14 t

②計画

廃プラスチック類	紙くず	木くず	がれき類
100 t	0 t	1,000 t	500 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

コンクリート破片	アスコン破片	建設混合廃棄物(管理型)	石綿含有がれき類
70,293.92 t	1,132.52 t	548.83 t	489.14 t

②計画

コンクリート破片	アスコン破片	建設混合廃棄物(管理型)	石綿含有がれき類
10,000 t	500 t	500 t	100 t

(第3面-1)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量
(これまでに実施した取組)	
	該当なし
【目標】	
②計画	産業廃棄物の種類
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量
(今後実施する予定の取組)	
	該当なし

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量
	自ら中間処理により 減量した産業廃棄物の量
(これまでに実施した取組)	
	該当なし
【目標】	
②計画	産業廃棄物の種類
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量
	自ら中間処理により 減量する産業廃棄物の量
(今後実施する予定の取組)	
	該当なし

(第4面-1)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
①現状	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
該当なし			
	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
②計画	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
該当なし			

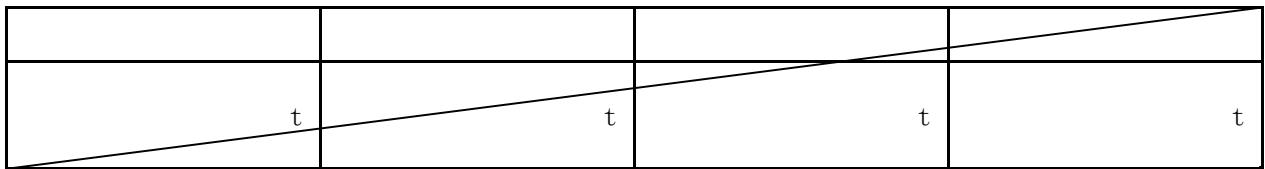
産業廃棄物の処理の委託に関する事項

	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃油
①現状	全処理委託量	2,124.35 t	1.45 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	772.69 t	0.00 t
	再生利用業者への 処理委託量	2,124.35 t	1.45 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・資材発注時に仮設材等に再利用できる物を選定する。 ・混合廃棄物の分別を強化し、排出量を抑制する。 			

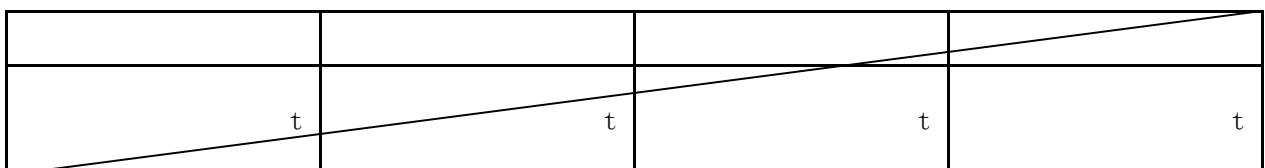
(第4面-2)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状



②計画



産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

廃プラスチック類	紙くず	木くず	がれき類
110.51 t	1.50 t	1,850.25 t	798.14 t
0.00 t	0.00 t	337.61 t	102.34 t
110.51 t	1.50 t	1,850.25 t	798.14 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

(第4面-3)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t	t

②計画

t	t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

コンクリート破片	アスコン破片	建設混合廃棄物(管理型)	石綿含有がれき類
70,293.92 t	1,132.52 t	548.83 t	489.14 t
39,978.72 t	1.75 t	39.26 t	489.14 t
70,293.92 t	1,132.52 t	0.00 t	0.00 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

(第5面-1)

【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃油
	全処理委託量	2000 t	0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	1000 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	2000 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・資材発注時に仮設材等に再利用できる物を選定する。 ・混合廃棄物の特に木くずの分別を強化する。 			
※事務処理欄			

(第5面-2)

②計画

廃プラスチック類	紙くず	木くず	がれき類
100 t	0 t	1000 t	500 t
0 t	0 t	300 t	0 t
100 t	0 t	1000 t	500 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

(第5面-3)

②計画

コンクリート破片	アスコン破片	建設混合廃棄物(管理型)	石綿含有がれき類
10000 t	500 t	500 t	100 t
0 t	0 t	50 t	100 t
10000 t	500 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。